

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書の記載要領等

- 1 財産形成住宅貯蓄の非課税制度を受けるために、勤務先の長は、勤労者が提出する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理したとき（既に財産形成非課税年金貯蓄申告書を受理している場合を除く。）に、その受理した日の属する月の翌月十日までに、当該勤務先の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 勤務先、賃金支払者、事務代行先の「所在地」等を記載してください。
 - (2) 「勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日」及び「財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日」欄に、日付を記載してください。